

## 第5回独立行政法人農林漁業信用基金農業災害補償関係業務運営委員会 議事概要

### 1 開会の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年2月26日(月) 10時25分
- (2) 場所 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階  
独立行政法人農林漁業信用基金 第2会議室

### 2 出席者

#### (1) 運営委員

出資者：青柳委員、坂本委員、藤井委員、松田委員、山下委員

学識経験者：川上委員、深山委員、水上委員、宮川委員

(出資者・学識経験者別 五十音順)

#### (2) 信用基金

堤理事長、石井副理事長、出倉総括理事、森島理事

#### (3) オブザーバー(主務省)

小林農林水産省経営局保険監理官

### 3 提出議案

- (1) 第4期中期計画(案)について
- (2) 平成30年度年度計画(案)について
- (3) 独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の変更(案)について
- (4) その他
  - ・運営規程の一部改正(案)について

### 4 議事経過の概要及びその結果

- (1) 議事に入る前に、運営委員の互選により、水上委員が委員長に選出された。委員長は、山下委員を、委員長の職務を代理する者に指名した。
- (2) 引き続き議事に入り、信用基金から議案について説明がなされた後、審議が行われ、全ての議案について原案どおり承認された。運営委員からの主な質問は、以下のとおり(カッコ内は、これに対する信用基金の説明)。

#### 【質問】

#### (1) 第4期中期計画(案)、平成30年度年度計画(案)について

- ① 「共済団体等に対する貸付業務の適正な実施」について、共済団体等には、全国農業共済組合連合会も含まれるという理解でよいか。また、貸付金利は、適切な水準に設定するとしているが、平成29年4月から運用している設定方法(市中金利連動型のルール)を第4期中期目標期間にも適用するという理解でよいか。  
(そのとおりである。)
- ② 「電子化の推進」で会議システム(タブレット)を導入するとしているが、タブレット本体も含めて信用基金が用意するのか。それとも、信用基金が用意するのは会議システムだけで、タブレットは利用者が用意するのか。  
(タブレット本体も含めて会議システムとして、信用基金が用意することとしている。)

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の変更(案)について

① 信用基金の貸付原資はどれくらいあるのか。今般、農業経営収入保険制度が貸付対象として追加され、それに関して50万円の増資ということである。農業経営収入保険への貸付けはレアなのかもしれないが、その追加された分に対する貸付けの対応について確認したい。

(現状の出資金と積立金は合わせて38億円である。農業共済に加えて、農業経営収入保険への貸付けもこの38億円と増資される50万円を原資として対応することになるが、貸付需要が発生した場合、貸付原資については必要に応じて短期借入でも対応するなど、資金がショートしないようしっかり対応していく。)

② 別表において、貸付利率は年6.57%以内となっているが、現在適用されている金利とあまりにも違う。年6.57%の根拠は何か。

(信用基金のこの貸付業務は、法人税法の「共済貸付け」に該当するというのが国税庁の見解である。国税庁の基本通達では共済貸付けとして整理される金利を年7.3%以内と定めており、制度創設時からその範囲内ということ年6.57%以内としているところ。)

5 閉会の日時 平成30年2月26日(月) 11時49分

以上